

社 援 発 ※ 第 ※ 号  
令 和 7 年 ※ 月 ※ 日

実施団体の長 殿

厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

令和7年度困難な問題を抱える女性への支援に関する  
プラットフォーム構築事業の実施について

標記事業の実施については、別紙「令和7年度困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業実施要綱」により行うこととし、令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。

# 令和7年度困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業実施要綱

## 第1 事業の目的

この事業は、困難な問題を抱える女性への支援に関するポータルサイト「あなたのミカタ」の運用を行うとともに、全国フォーラムの開催、様々な広告媒体を活用した広報啓発等により、社会における女性支援への理解をより深めるほか、女性支援に関する機運を醸成し、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、実施団体の長（以下「実施団体」という。）とする。なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

## 第3 事業の内容

実施団体は、困難な問題を抱える女性及び自治体等が必要な情報にアクセスしやすい環境整備を図るとともに、社会における女性支援に関する機運を醸成するため、次の取組を行うものとする。

なお、1～4を必須とし、5は任意で取り組むものとする。

### 1 情報収集・管理業務

#### （1）支援窓口等の調査

実施団体は、自治体に対し、ポータルサイトに掲載されている自治体別の相談窓口の更新及び民間団体の情報などポータルサイトに掲載する情報に関する調査を行うものとする。

なお、自治体の連絡先は、厚生労働省より提供する。

#### （2）調査結果の集約・整理

（1）で調査を行った内容を集約するとともに、自治体別の内容等について、一貫性を持って把握できるよう整理するものとする。

### 2 ポータルサイト作成・運営業務

#### （1）業務内容

困難な問題を抱える女性への支援に関するポータルサイト「あなたのミカタ」（URL：<https://anata-no-mikata.mhlw.go.jp/>）を通して、困難な問題を抱える女性

及び自治体等が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備するとともに、女性支援に関する機運を醸成するため、次の業務を担うものとする。

- ア サーバー及びポータルサイトの管理・運営
- イ ポータルサイトに必要なイラスト等の作成
- ウ ポータルサイトに関する照会等の受付・回答
- エ その他ポータルサイトの管理・運営に係る一切のこと

## (2) ポータルサイトの構成及び掲載内容等

多種多様な利用者からのアクセスに対し、どのような利用環境からも閲覧しやすく、検索性が高く、また更新が容易なものとし、視認性にも十分に配慮するものとする。

また、Webサイトは主に以下の内容のページを設置するものとする。

### ア 支援施策に関する情報

生活困窮、性暴力被害、家庭関係破綻など、状態別に活用可能な支援施策の情報を分かり易く掲載すること。

### イ 自治体別の相談窓口及び支援内容等に関する情報

第3の1(1)で整理した内容を基に、自治体別の相談窓口及び支援内容等を分かり易く掲載するとともに、随時内容について更新を行うこと。また、相談窓口に容易にアクセスできるよう、通話やメールアプリ等へのリンクを設定するなど、必要な工夫を行うものとする。

### ウ 関係法令等に関する情報

困難な問題を抱える女性への支援に関する各種法令や通知等を分かり易く掲載すること。

### エ 支援に当たり有益な情報

調査研究事業の成果など、支援に当たり有益な情報を掲載すること。

### オ その他、困難な問題を抱える女性への支援に資するもの

## (3) ポータルサイトの更新

ポータルサイトについては、利便性、デザイン性、安全性等を確保しつつ、事業終了時まで、厚生労働省と協議の上、適宜実施団体が内容の更新を行うものとする。

## (4) サーバー及び閲覧環境等

ポータルサイトサイトのサーバーは、実施団体が用意したものを使用するもの(パブリッククラウド環境によるものも可)とし、ポータルサイトは、国民が広く閲覧

できる環境で、正常に動作するものであること。

また、イラストや写真等を効果的に活用するとともに、全体的なデザインに統一性を持たせ、見やすい構成とすること。

なお、Webサイトにおけるアイコン等は、必要に応じて実施団体が作成するものとする。

#### (5) セキュリティ

Webサイトの安全かつ安定的な運用のため、Webサイトの保守・管理を行い、次の点にも留意すること。(パブリッククラウド環境を利用する場合においても、同様の環境を確保するよう留意すること。)

##### ア 緊急時における報告体制

セキュリティ対策も含め、システム障害等の緊急時における厚生労働省への報告体制について、具体的に整備すること。

##### イ セキュリティ対策

個人情報に関する情報については、セキュリティに十分配慮すること。個人情報を取り扱う場合には、サイトのセキュリティについては、厚生労働省情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。

##### ウ I S M A P及びプライバシーマーク等を取得すること。

##### エ ファイアーウォール等を設定すること。

##### オ アクセスログを監視すること。

##### カ 常時暗号化(S S L)を図ること。

##### キ 情報改ざん、漏洩等の緊急時体制等を整備すること。

#### (6) 情報セキュリティ監査

ア 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、厚生労働省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、厚生労働省がその実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)を定めて、情報セキュリティ監査を行う(厚生労働省が選定した事業者による外部監査を含む。)

イ 受注者は、厚生労働省から監査等の求めがあった場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示し、監査を受け入れること。

ウ 受注者は自ら実施した外部監査についても厚生労働省へ報告すること。

エ 情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

オ 業務履行後において当該業務に関する情報漏えい等が発生した場合であっても、監査を受け入れること。

### (7) 業務の引継ぎ

実施団体に変更となる場合、本事業を新たに実施することとなった実施団体（以下「後任者」という。）への引継ぎは、以下のとおりとする。

ア 実施団体は後任者に対し、本実施要綱に記載されている業務に関し、後任者の事業開始日前までに書面により引継ぎを完了するものとする。

イ 引継期間は、後任者決定日から事業開始日前日までとする。

ウ 引継ぎに要する人件費等の経費は、実施団体及び後任者のそれぞれの負担とする。

エ 実施団体及び後任者は引継ぎを実施又は受けた旨の報告を、後任者の事業開始日までに厚生労働省へ行うこと。

オ 実施団体は電話番号、ウェブサイトのドメイン、メールアドレス等を後任者の事業開始日から後任者が引き継いで利用できる体制を整えること。

カ 実施団体は、引継ぎ後も一定期間、後任者からの照会等へ対応するものとする。

## 3 全国フォーラム運營業務

全国の関係機関（女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設）の職員に加え、地域の民間団体の職員等が、女性支援新法への理解をより深め、社会における女性支援に関する機運を醸成するとともに、支援者が支援の好事例や課題等を共有し、互いに学び合うこと等を目的とした全国フォーラムを以下のとおり開催するものとする。

なお、全国フォーラムの内容については、ポータルサイトに動画を掲載するものとし、関係者への周知を図るものとする。

ア 全国フォーラムについては、1日又は2日間で開催するものとし、テーマ毎に複数の分科会を設け、パネルディスカッション等を行うこと。

イ 会場については、メイン会場（100～200名規模）、分科会会場（50～100名規模×2）、その他控室等必要な部屋を確保すること。

ウ オンライン会議による同時配信も行うとともに、フォーラム登壇者とオンライン参加者が双方向でコミュニケーションを取るための措置を講じること。

## 4 広報啓発等業務

### (1) インターネット等を活用した広報啓発活動

インターネット等を活用した様々な媒体で広報啓発活動を実施すること。

なお、全国民に届くような広報啓発活動と、視聴者・読者層を分析してターゲットを絞った広報啓発活動などを効果的に組み合わせて広告が届けられるような広報

啓発活動を行うものとする。特に若年層に効果的な広報活動の手法を検討し、実施すること。

## (2) ポスター等の作成による広報啓発活動

ポスターやリーフレット等を作成又は更新し、全国の自治体等に配布する広報啓発活動を実施するものとする。

また、単に成果物を自治体に配布するのではなく、成果物が効果的に活用されるようアンケートの実施や、広報に関するノウハウの提供を併せて行うこと。

なお、ポスター等のデザインデータについては、ポータルサイトに掲載し、自治体等における広報啓発活動において活用できるようにすること。

## 5 その他困難な問題を抱える女性への支援等に資する取組

上記1～4に記載する内容以外の困難な問題を抱える女性への支援等に資する取組であって、独自性のある効果的なものを行うものとする。

(例)

- ・ポータルサイトの多言語化
- ・チャットボットを活用した相談窓口や支援内容の案内
- ・新聞広告や雑誌広告等を活用した広報活動
- ・困難な問題を抱える女性への支援等に取り組む民間団体等と連携した広報活動 等

## 6 有識者等から助言等を受ける機会の確保

4～5に掲げる業務の実施に当たり、有識者等から助言等を受ける機会を確保すること。有識者の選定及び助言等を受ける機会については、厚生労働省と協議の上、決定すること。

## 第4 事業の実施方法

### 1 事業実施計画の作成

実施団体は、第3に規定する事業を実施するに当たり、厚生労働省と協議の上、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

### 2 広報媒体の作成

実施団体は、広報媒体を作成する際には、そのデザインの一部として厚生労働省シンボルマークを使用するとともに、厚生労働省と随時協議の上、作成すること。

なお、本事業は営利を目的とするものではないことから、実施団体は、自らの宣伝、広告等を目的として、作成した広報媒体に自らの名称を表記してはならないものとする。

る。

### 3 厚生労働省との協議

実施団体は、本事業を実施するに当たり、適宜厚生労働省と協議の上、事業を実施するものとする。

### 4 効果検証等

実施団体は、アクセス数等の情報管理や、ユーザーアンケートの実施など、本事業の効果検証を行う体制を確保するとともに、検証結果については、ポータルサイト内で毎年度公表するものとする。

## 第5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、第3の2（6）に定めるとおり、ポータルサイトの引継ぎに要する費用については、実施団体及び後任者のそれぞれの負担するものとする。

## 第6 会計

本事業の実施に当たっては、特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理するものとする。

## 第7 その他特記事項

### 1 委託の取扱い

実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。

また、実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

### 2 著作権の取扱い

厚生労働省及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。

### 3 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- ア 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- イ 個人情報に記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- ウ 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- エ 実施団体は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- オ 上記を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。